

新宿都税事務所からのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、9月30日（火）までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、9月10日（水）までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。

おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書の eL-QR を読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトの eL-QR 読取画面から納付書の eL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATM から直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

- <課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- <納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。
（不動産取得税を除く。）

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

※不動産取得税・個人事業税については都税支所・支庁でも申請できます。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所・支庁までお問い合わせください。



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）

新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）



四谷法人会からのお知らせ

[四谷法人会主催]

令和 7 年度年末調整研修会の開催について

日 時 令和 7 年 11 月 4 日 (火) 午前 10 時～ 12 時

令和 7 年 11 月 4 日 (火) 午後 2 時～ 4 時

令和 7 年 11 月 5 日 (水) 午前 10 時～ 12 時

場 所 新宿歴史博物館 2 階講堂

新宿区四谷三栄町 12-16 ☎ 03-3359-2131

定 員 各 70 名

内容および講師

1. 年末調整のしかた 講師：四谷税務署法人課税第 2 部門 担当官

2. 法定調書の作成 講師：四谷税務署管理運営部門 担当官

3. 給与支払報告書の作成 講師：新宿区役所 担当官

その他

- ・お申込は多くの法人様に受講いただくため、1 法人 2 名様までとさせていただきます。
- ・研修の内容は 3 回とも同じ内容です。
- ・会場にて年末調整に係る用紙の配布はございません。

令和 7 年度 法人税申告書の書き方講座

日 時 令和 7 年 11 月 7 日 (金)～令和 8 年 1 月 28 日 (水)

全 9 回 いずれも 午後 2 時～ 4 時

会 場 四谷法人会 会議室 (新宿区四谷三栄町 11-2 ☎ 03-3351-2334)

講 師 東京税理士会四谷支部 亀田裕香税理士

受講料 お一人 会員 13,000 円 会員以外 18,000 円 (テキスト代含む)

定 員 30 名 (先着順で締め切らせていただきます)。

お申し込みは 1 法人 4 名様までとさせていただきます。

申 込 事務局へ FAX (03-3356-8197) でお申込ください。

[予 告] 令和 8 年新年賀詞交歓会

日 時 令和 8 年 1 月 29 日 (木) 午後 6 時開会 (受付開始午後 5 時 30 分)

会 場 アルカディア市ヶ谷 3 階富士の間

千代田区九段北 4-2-25 ☎ 03-3261-9921

詳細が決まり次第ホームページに掲載し、会員の皆様には FAX でご案内します。

新入会員名簿 2025 年 6 月～8 月

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
1	(株) INCLUDE	松本 崇	不動産業
1	(株) KIYOSHI KURAHARA STUDIO	蔵原 潔司	広告サポート・ブランディング 映像製作・アート製作
9	(株) 銀はな	椎田 高史	食品卸売業

支部	法 人 名	代 表 者	業 種
賛 助 会 員			
	ジャパン・カーポリッシング (株)	萩原 美幸	サービス業
	山下 仁美		



係もこの頃に築かれ、それがご縁を広げる契機になりました。

また、当時は葬儀の際、故人の勤務先が総出でご遺族を支援する仕組みがありました。企業や団体は組織的に組織なく支援したいと考えたことから、彼らが安心して葬儀を任せられるよう、企業に対しては挨拶回りを行い、社員に福利厚生に関わる葬儀に加え、社葬といった大きな仕事をいただくようになりまし。

●仕事で一番大切にしていることはなんですか？

何よりも「人の気持ち」を大切にしています。かつての葬儀は、遺体の処置や祭壇の設置、通夜と告別式の運営といった実務が中心でした。しかし今は、故人や遺族の想いに寄り添い、気持ちを支えることが重要になっています。時にはご遺族が悲しみを吐露し、愚痴をこぼすための話し相手になることもあります。耳を傾けることも葬儀の果たすべき役割の一つと捉えております。

そして、悲しみに暮れる方々を救うためには、私たちスタッフ自身の心が健全でなければなりません。なぜなら元々心で困っている方を支える

ことはできないからです。また、手助けするための知識、経験力、提案力も欠かせません。ですから理念や行動指針の啓蒙と人材育成には特に力を入れています。

●葬儀に二度はなく、間違いは許されません。社内の雰囲気は緩くありません。しかし、仕事は厳しくがポリシーです。

●今後の方向性とか目標はありますか？

近年は家族葬の割合がとて増えました。社葬やお別れの会を得意としてきた当社ではありますが、培われた配座や気配りは家族葬でも十分に生かすことができます。一部の地域において家族葬ホールの出店を増やし、最近のお客様のニーズに対応しております。

しかし、規模の拡大には関心がありません。なぜなら拡大には多くのスタッフを必要としますが、人材育成には時間を要し、無理な拡大は理念の希薄化を招きかねないからです。むしろ、今あるご縁を大切に、対応できる範囲内で最大の努力を尽くすことが目標です。

一方で、関連分野には積極的に挑戦していきたいと考えています。海外搬送、ペット葬や海洋散骨はその一例であり、今後は「おひとり様支援」や「死後事務委任業務」にも取り組みたいと考えております。さらに、グループ会社・株式会社アシスデイトでは「こはな」というブランドで花の受注・手配を行っており、葬儀の供花に限らず、胡蝶蘭やお祝い花まで全国対応しています。サービスの選択肢を増やすことがお客様の多様なニーズに応えることにつながると考えています。

●四谷法人会に期待することをお聞かせください。

四谷法人会は交流の場として非常に意義ある存在だと思います。私自身の参加は2年前からと日が浅いのですが、先輩方から学ぶことがたくさんあります。

最近新規参加が減っていると伺いますが、スタートアップやベンチャー企業向けに地域の企業文化を学ぶ勉強会などがあれば、若い世代も関心を持ってくれるのではないのでしょうか。交流にとどまらず、知識やノウハウの共有ができる場になることを期待しています。

●ありがとうございました。

●最初に会社の業務内容ですがホームページを拝見すると、葬儀・法要・社葬・お別れの会の企画運営、葬祭関連事業、葬儀会館やセレモニーホールの運営、一般貨物自動車運送事業などになります。

当社は葬儀・法要・社葬・お別れの会の企画運営を中心に、葬祭関連事業全般を幅広く手掛けています。葬儀会館やセレモニーホールの運営、遺体搬送を目的とした一般貨物自動車運送事業、葬儀後の位牌や仏具の手配や墓地の紹介業務もその一環です。さらに、海外で亡くなった日本人を日本へ、日本で亡くなった外国人の方を母国へお送りする「海外搬送業務」にも対応しております。そのほか、海洋散骨、人形供養、ペット葬、樹木葬墓地、相続手続きを行う土葬の紹介など、時代の要請に応じた事業も行うております。

●事業を始められたきっかけは？

当社は1946年9月の設立で、来年で創立八十周年を迎えることとなりますが、ルーツは戦前にさかのぼります。私の曾祖父は、北里第三部先生が慶應義塾大学病院の院長に就任された頃に専属運転手を務め、その後

にハイヤー会社を興しました。やがて寝台自動車も扱うようになり、戦時中には国軍により自動車関連4社が合併し「東京寝台自動車」として継続します。曾祖父は同社の専務取締役として残り、祖父・星野久夫は寝台自動車運転手として従事しました。

寝台搬送業務に携わるなかで、「葬儀を依頼する先がなく困っているのでも葬儀も任せたい」とご遺族から声を掛けられることが増え、葬儀そのものも引き受けるようになったと聞いております。祖父はその後戦地に赴きますが、無事帰国後に曾祖父とともに東京寝台自動車から独立し、帝都典禮株式会社を設立しました。これが現在に至る当社の原点です。

●会社の特徴を教えてください。

当社は大きな宣伝をせず、ご縁や口コミを大切にしてきました。かつての葬儀は「一度の葬儀で関係が終わる」という考え方が主流でしたが、私どもは「次もまたお願いしたい」と思っていた関係づくりを重視してきました。創業当時、病院の霊安室業務は病院側にとって負担の大きい仕事で、看護師の方々がその都度対応に追われていました。そうした状況を見た祖父は、霊安室の管理業務を任せ、そして申し出て業務委託をいただき、病院に出入りするようになりました。その結果、搬送や葬儀の受注につながっただけでなく、病院からも大変感謝されました。医師や看護師との信頼関

喜 業 訪 問

第107回

帝都典禮株式会社

ご縁を大切に、
人の気持ちに
寄り添って

帝都典禮

TEITO TENRI CO.,LTD.



代表取締役 星野良太氏

さよならよりも、あつたつ。

帝都典禮

帝都典禮株式会社

代表取締役 星野良太氏

東京都新宿区新宿2丁目6番6号
新宿イーストスクエアビル5階

TEL 03-3353-6311 (代)
FAX 03-3351-5242

<https://www.teitotenrei.co.jp>
創業 1946 年

業務内容
・葬儀・法要・社葬・お別れの
会の企画運営、葬祭関連事業、
葬儀会館やセレモニーホール
の運営、
一般貨物自動車運送事業など

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

四谷法人会に加入しませんか

公益社団法人四谷法人会とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。税務署の管轄地域ごとに440の単位法人会があり、都道府県単位の連合会として41都道府県連で組織され、約75万社の企業が加入している団体です。
公益社団法人四谷法人会はその一つで、昭和24年に設立しました。現在約1,600社の企業が加入しています。下記の各事業に参加し、四谷法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き自らの視野を広げます。

四谷法人会では、幅広い分野の講演会を開催しています。

マスコミなどでおなじみの著名な講師を招いて、政治、経済、経営、芸能、健康、一般教養、スポーツ、文化など、様々な分野の講演会を開催しています。

四谷法人会ならではの税務研修会・講座や各種勉強会に参加できます。

企業活動にとって税は切り離せません。そのため、四谷法人会では、税務署担当官・税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会、簿記講座、申告書作成講座など様々な研修会・講座を開催し、企業の健全経営を支える税の知識や情報を、税務署や税理士とも協力しながら提供しています。

また、事業承継、経営対策など企業のニーズや時代にマッチした経営支援に活用できる各種研修会・セミナーを開催しています。

四谷法人会では税の情報や経営に役立つ小冊子を配布しています。

毎年の税制改正や法人税・相続税などを、わかりやすく解説した税のテキストや経済、経営、法律、労務などの重要テーマを取り上げた小冊子を会員の皆様に配布しています。

四谷法人会の福利厚生事業は独自の制度で優待・割引があります。

- ・経営者大型保障制度
経営者や従業員の病気、事故による死亡・高度障害・入院・通院等を国内外を問わず保障する法人会独自の制度です。
- ・ビジネスガード
「ハイパー任意労災」、「個人情報漏洩対策プラン」、「地震対策プラン」等があります。
- ・個人のための保障制度（法人会がん保険制度、法人会医療保険制度）
- ・貸倒保証制度（売上債権に対し一定部分を補償する保険）
- ・葬儀支援サービス
- ・生活習慣病検診 等

地域社会への貢献

東京都の「地域温暖化対策報告書」の提出や、新宿シティハーフマラソンに協賛するほか、皆様から供出いただいた未使用タオルを新宿区社会福祉協議会に寄贈するなど、地域活動にも取り組んでいます。

四谷法人会の会員交流事業

会員交流・異業種交流の場として活発に行われます。主なものに、楽しい抽選会もある「新年賀詞交歓会」、新入会員は無料招待の「ディナークルーズ」、「ボウリング大会」があります。
また、ゴルフ愛好家の方には、YGC（四谷法人ゴルフ会）が、年4回コンペを開催しています。



四谷法人会の支部

四谷法人会には地区ごとに区分けされた支部が24あります。また、それらを4つのブロックに分け、支部単位、ブロック単位の活動が行われています。会員は住所地によって該当の支部に所属します。



四谷法人会の部会

四谷法人会には、以下の部会があり、それぞれ独自の活動を行なっています。業種等条件に該当する希望者が加入します（一部の部会では別途年会費等が必要になります）。

- ・女性部会
女性経営者・経営幹部の集まりです。小学生を対象に税金体験教室・絵はがきコンクール等、幅広く活動しています。
フラダンス・俳句のサークル活動も活発です。
- ・青年部会
将来を担う経営幹部の研鑽の場として、活発な活動を続けています。
管内の小学生・中学生を対象に租税教育用下敷の無償配布を毎年続けています。
- ・源泉部会
源泉所得税に関する実務者研鑽の部会で、源泉所得税の研修会はもちろん、それ以外の研修会・勉強会も開催しています。
- ・ビルマンション経営者部会
不動産賃貸事業者が集まり、業種部会の特色を活かした研修を行なっています。
- ・印刷製本関連部会
地場産業である印刷・製本関連業者の集まり。研修会・懇親会を開催しています。
- ・クリーニング部会
クリーニング業者の集まり。研修会・懇親会を開催しています。



四谷法人会の会費

資本金	会費月額	会費月額
500万円以下	1,000円	支店・営業所・協同組合・公益法人・独立行政法人
1,000万円以下	1,500円	賛助会員
5,000万円以下	2,500円	(法人会の事業を賛助するために入会した法人・個人)
1億円以下	4,000円	
1億円超	8,000円	

入会のお申込み・お問合せは、四谷法人会事務局へ

☎ 03-3351-2334 FAX 03-3356-8197

● URL <http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp> ●

		日 付	活 動	場 所	参加人数
本 部 活 動		7月28日	理事会	アルカディア市ヶ谷	42名
		7月28日	正副会長・常任理事会	アルカディア市ヶ谷	15名
		7月28日	署新任幹部との意見交換会	ホテルグランドヒル市ヶ谷	46名
部 会 活 動	女 性 部 会	7月7日	役員会	法人会	10名
		8月26日	夏期意見交換会	ラリアンス	16名
	ビルマンション経営者(BM)部会	7月23日	役員会	法人会	12名
		8月28日	研修会	コモレ四谷	18名
		8月28日	夏期意見交換会	鮎處八千代別荘	26名
	青 年 部 会	7月14日	役員会	法人会	14名
		8月8日	夏期意見交換会	ラリアンス	28名
	委 員 会	8月26日	広報委員会	法人会	9名
支 部 活 動		7月14日	第12支部役員会	東寿司	6名
研修会・講演会		7月14日	救命講習（ステップアップコース）	四谷消防署	15名
		7月30日	改正税法研修会	新宿歴史博物館	62名

〈決算法人説明会〉		
日付	参加人数	会 場
7月24日	19名	新宿歴史博物館
8月19日	19名	新宿歴史博物館

〈新設法人説明会〉		
日付	参加人数	会 場
6月27日	4名	法人会
8月21日	5名	四谷税務署

〈基礎簿記講座〉	
日付	参加人数
6月26日	6名
7月2日	7名
7月9日	6名
7月16日	6名
7月23日	6名

会場：法人会

〈記帳指導〉	
日付	参加人数
7月9日	0名
8月6日	0名

会場：法人会

〈生活習慣病検診〉	
日付	参加人数
8月1日	26名
8月4日	25名

会場：東貨健保

サークル活動〈フラダンス〉		
日付	参加人数	会 場
7月11日	6名	四谷スポーツスクエア
8月8日	中止	四谷保健センター

法人会は中小企業による地球温暖化対策報告書提出促進に協力しています。

『地球温暖化対策報告書』に取り組み、光熱費削減を！

令和7年度提出期限は12月15日（月） ※任意提出の場合

- 対象 都内で所有または使用している事業所（オフィス・工場店舗など）です。
- 「地球温暖化対策報告書」提出のメリット
 - ＜光熱費の削減につながります＞ 使用量を把握する習慣が付く！
 - ＜環境への取り組みをアピール＞ 取り組む事業者として、都のホームページに掲載！
 - ＜各種支援制度へ申込み可能に＞ 各種補助金や減税制度の要件として設定！
- 「地球温暖化対策報告書」の作成方法、提出方法
 - ・「地球温暖化対策報告書 報告書の作成」とネット検索し、①報告書提出書、②報告書その1、③報告書その2をダウンロードします。⇒「報告書作成ツール」を使い、電子データでの提出がオススメです。
 - ・令和6年4月～令和7年3月の1年間に使用した電気・ガス・水道・灯油の量を確認します。（※料金ではなく使用量です。）各請求書、検針票等でご確認いただくか、ご契約の各事業者にお問合せください。
 - ・必要項目を入力して報告書を作成し、下記の窓口へ提出します。
また、報告書作成に係る動画も地球温暖化対策報告書制度のウェブサイトに掲載されています。
 - ・なお、提出件数をカウントしている都合上、報告書その1の特記事項欄に、「四谷法人会の会員として取り組む」とご記載ください。ご協力をお願いいたします。

『地球温暖化対策報告書』等を提出した中小規模事業所等が都の指定する導入推奨機器を取得すると法人事業税の減免が受けられます

**【報告書の作成は】⇒「報告書作成ツール」をダウンロード⇒
「光熱水量と事業所の床面積等を入力」⇒「報告書の作成」⇒提出！**